

台 湾

(Taiwan)

目 次

1. 侵害対策関連法令	1
2. 侵害対策関係機関	2
3. 侵害の定義	5
4. 侵害に対する救済手段	9
5. 侵害発見から解決までのフロー	16
6. 留意事項	20
7. 関係団体と連絡先	22

1. 侵害対策関連法令

1. 1 専利法

Patent Act, 最終改正日:2014年1月22日

1. 2 商標法

Trademark Act, 最終改正日:2011年6月29日

1. 3 著作権法

Copyright Act, 最終改正日:2014年1月22日

1. 4 公平交易法

Fair Trade Act, 最終改正日:2015年6月24日

1. 5 知的財産案件審理法

Intellectual Property Case Adjudication Act, 最終改正日:2014年6月4日

1. 6 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

WTO-TRIPS, Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights

1. 7 海峡兩岸經濟協力枠組協定

ECFA, Economic Cooperation Framework Agreement

1. 8 海峡兩岸知的財産権保護協力協定

Agreement on Protection of Intellectual Property Rights

1. 9 その他の知的財産権関連の法律:

集積回路の回路配置保護法、植物品種及び種苗法、光ディスク管理条例、
営業秘密法、貿易法等。

2. 侵害対策関係機関

2. 1 經濟部知的財産局

TIPO, Intellectual Property Office, Ministry of Economic Affairs

台湾における知的財産権政策の主務官庁であり、専利権(発明、実用新案、
意匠を含む)、商標権の出願、登録のほか、専利無効審判、商標異議、商標
無効審判、商標取消し審判の審査・審理業務を管轄する。

住所: 台北市大安区辛亥路二段 185 号 3 階

Tel: +886-2-2738-0007

WEB: [http:// www.tipo.gov.tw](http://www.tipo.gov.tw)

2. 2 財政部税関署

Customs Administration, Ministry of Finance

台湾での税関政策の主務官庁であり、基隆税関、台北税関、台中税関、高雄
税関の 4 つの税関を管轄する。一般の税関業務のほか、知的財産権侵害事
件の水際取締り、及び商標権と著作権侵害物品の輸出入にかかる情報登録
の受付け業務を行う。

住所: 台北市大同区塔城街 13 号

Tel: +886-2-2550-5500

WEB: <http://web.customs.gov.tw>

2. 2. 1 基隆税関

住所: 基隆市仁愛区港西街 6 号

Tel: +886-2-2420-2951

WEB: <http://keelung.customs.gov.tw>

2. 2. 2 台北税関

住所: 桃園市大園区航勤北路 21 号

Tel: +886-3-383-4265

WEB: <http://taipei.customs.gov.tw>

2. 2. 3 台中税関

住所: 台中市梧棲区台湾大道 10 段 2 号

Tel: +886-4-2656-5101

WEB: <http://taichung.customs.gov.tw>

2. 2. 4 高雄税関

住所: 高雄市鼓山区捷興一街 3 号

Tel: +886-7-561-3251

WEB: <http://kaohsiung.customs.gov.tw>

2. 3 内政部警政署保安警察第二総隊刑事警察大隊

**Intellectual Property Rights Police Team of the Second Special Police Corps,
National Police Agency, Ministry of Interior, 旧: 知的財産権保護警察大隊**

2003 年に設立され、2014 年 1 月 1 日に現行組織に移行した。商標権、著作権侵害事件の取締り、捜査、及び刑事事件の送検を含む、各地の権利侵害事件の捜査を主な職務とする。この刑事警察大隊以外に、各地警察局も知的財産権にかかる刑事事件の通報を受理する。

住所: 新北市新店区安豊路 66 号

Tel: +886-2-2215-0711

WEB: <http://sps.h.yamnet.com.tw/ezportal/>

2. 4 法務部調査局

Investigation Bureau, Ministry of Justice

台湾の犯罪調査・情報機関であり、各地に調査処と調査站が設置されている。知的財産権関連の事件のうち、経済発展を阻害するに足る商標権及び著作権侵害案件については経済犯罪とされ、司法警察権を有する。

住所: 新北市新店区中華路 74 號

Tel: +886- 2-2917-7777

WEB: <https://www.mjib.gov.tw/>

2. 5 各地の地方裁判所検察署

District Prosecutors Office

検察署の検察官は刑事事件の捜査を指揮する。知的財産権関連の刑事事件

では、被害者からの告訴を各地の検察署が受理し、検察官がこれを取り調べて起訴、不起訴、又は起訴猶予等の処分を行う。全台湾 21 箇所の地方裁判所にはそれぞれ地方裁判所検察署があり、主な地方裁判所検察署は以下のとおりである：

2. 5. 1 台湾台北地方裁判所検察署

住所：台北市中正区博愛路 131 号

Tel: +886-02-2314-6881

WEB: <http://www.tpc.moj.gov.tw>

2. 5. 2 台湾台中地方裁判所検察署

住所：台中市西区自由路一段 91 号

Tel: +886-4-2223-2311

WEB: <http://www.tcc.moj.gov.tw>

2. 5. 3 台湾高雄地方裁判所検察署

住所：高雄市前金区河東路 188 号

Tel: +886-7-216-1468

WEB: <http://www.ksc.moj.gov.tw/>

2. 6 各地地方裁判所

District Court

地方裁判所には民事法廷、刑事法廷及び行政訴訟法廷が設置され、それぞれ民事訴訟、刑事訴訟及び行政訴訟の審理を管轄する。知的財産権関連の刑事事件では、地方裁判所の刑事法廷が刑事訴訟第一審の審判を行う。台湾には 21 の地方裁判所があり、主な地方裁判所は以下のとおりである：

2. 6. 1 台湾台北地方裁判所

住所：台北市中正区博愛路 131 号

Tel: +886-2-2314-6871

WEB: <http://tpd.judicial.gov.tw/>

2. 6. 2 台湾台中地方裁判所

住所：台中市西区自由路一段 91 号

Tel: +886-4-2223-2311

WEB: <http://tcd.judicial.gov.tw/>

2. 6. 3 台湾高雄地方裁判所

住所: 高雄市前金区河東路 188 号

Tel: +886-7-216-1418

WEB: <http://ksd.judicial.gov.tw/>

2.7 知的財産裁判所

Intellectual Property Court

知的財産裁判所は、知的財産裁判所組織法 (Intellectual Property Court Organization Act) の規定により 2008 年に設立された知的財産専門の裁判所であり、知的財産権関連事件の民事訴訟第一、二審の審判、及び刑事訴訟第二審の審判を管轄する。このほか、訴願決定に不服として提起された専利、商標の行政訴訟事件についても、知的財産裁判所が第一審の審判を管轄する。

住所: 新北市板橋区県民大道二段 7 号 3 階

Tel: +886-2-2272-6696

WEB: http://ipc.judicial.gov.tw/ipr_internet

2.8 最高裁判所

Supreme Court

最高裁判所には、民事訴訟第三審の審判を管轄する民事法廷と、刑事訴訟第三審の審判を管轄する刑事法廷があり、全国の民事・刑事訴訟の最終審判機関である。審判は原則として書面審理であるが、審判長は争点についての口頭弁論を開くことができる。最高裁判所は裁判での法律見解を判例とすることができる。

住所: 台北市中正区長沙街一段 6 号

Tel: +886-2-2314-1160

WEB: <http://tps.judicial.gov.tw>

2.9 最高行政裁判所

Supreme Administrative Court

民事訴訟や刑事訴訟とは異なり、行政訴訟での紛争は当事者が行政機関との間で行政処分について争うものである。台湾では行政訴訟に三級二審制を採用しており、商標、専利に関する行政訴訟の上訴審は最高行政裁判所が管轄する。

住所: 台北市中正区重慶南路一段 126 巷 1 号

Tel: +886-2-2311-3691

WEB: <http://tpa.judicial.gov.tw>

2. 10 公平交易委員會

Fair Trade Commission

台湾公平交易法の執行機関であり、公正取引政策及び法規の立案、及び事業者間の各種の競争制限や不正競争等、正当な競争を阻害する行為の調査と処理を管轄し、並びに取引の秩序に影響を及ぼす事件について処罰を与える。

住所: 台北市中正区濟南路一段 2-2 号 12 階

Tel: +886-2-2351-7588

WEB: <http://www.ftc.gov.tw/>

3. 侵害の定義

3. 1 専利権侵害

3. 1. 1 専利権の権利範囲と侵害

台湾の専利法において、専利は発明特許、実用新案、意匠に分類される。そのうち発明特許と実用新案の権利範囲は請求の範囲の記載を基準とし、実務上、文言を読み取る (literally read on) 原則と均等論により、請求の範囲内に入るかどうかを判断する。これに対して、意匠の権利範囲は図面の開示を基準とし、その保護範囲は、その意匠に類似の範囲にも及ぶ。専利権者は、他人がその同意を得ることなく当該専利を実施することを排除する権利を専有し、専利権者の同意を得ることなく専利権の範囲内の専利を実施した場合、専利権の侵害が成立する。台湾の専利侵害は直接侵害に限られ、専利法には間接侵害に関する規定はない。また、専利権の侵害に刑事罰の規定はなく、権利侵害者は民事責任のみを負う。

3. 1. 2 専利権主張の例外

台湾専利法は国際消尽原則を採用しているため、並行輸入を認めており、専利権者はこれに対して権利を主張することができない。さらに、商業目的ではない非公開行為、或いは出願前に既に台湾内で実施されていた場合 (先使用权) にも、専利法の規定により、専利権を主張することができない。

3. 1. 3 専利法の関連条項

専利権者の排他権: 第 58 条 (発明特許、実用新案)、第 136 条 (意匠)

専利権適用の例外: 第 59 条 (発明特許、実用新案、意匠)、第 60 条、第 61 条

3. 2 商標権侵害

3. 2. 1 商標権の権利範囲と侵害

商標権者は、登録された指定商品又は役務において商標権を取得する。同一の商品又は役務において、登録商標と同一の商標を使用する場合、或いは、同一又は類似する商品又は役務において、登録商標と同一又は類似する商標を使用することにより、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合には、商標権者の同意を得なければならない。商標権者の同意を得ることなく前記事項に該当する行為をした場合、商標権の侵害が成立し、民事及び刑事責任が生じる。

3. 2. 2 商標権の侵害とみなす行為

商標法の規定により、商標権者の同意を得ることなく下記事項に該当する行為をした場合、商標権の侵害とみなされ、民事責任が生じる。

- (1) 他人の著名な登録商標であることを明らかに知りながら、同一又は類似の商標を使用して、該商標の識別性又は信用・名誉を損なうおそれがある場合
- (2) 他人の著名な登録商標であることを明らかに知りながら、該著名商標中の文字を自己の会社、商号、ドメインネーム等の営業主体を表彰する名称とし、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある、或いは該商標の識別性又は信用・名誉を損なうおそれがある場合
- (3) 商標権侵害に該当するおそれがあることを明らかに知りながら、商品又は役務と結び付いていないラベル、タグ、包装容器、又は役務と関係のある物品を製造、所持、陳列、販売、輸出入する場合

3. 2. 3 商標権主張の例外

台湾商標法は国際消尽原則を採用しているため、並行輸入を認めており、商標権者はこれに対して権利を主張することができない。さらに、説明的又は機能的な使用、或いは商標出願前に既に類似商品に善意で使用されていた場合(先使用权)にも、商標法の規定により、商標権を主張することができない。

3. 2. 4 商標法の関連条項

商標権の侵害: 第 68 条

商標権のみなし侵害: 第 70 条

商標権侵害の処罰: 第 95 条、第 97 条

商標権適用の例外: 第 36 条

3. 2. 5 商標権侵害に当たらない行為

不実の表示、宣伝又は広告により、消費者に該商品は台湾で登録を受けていな

い外国商標商品であると誤信させる行為は、商標法で定める商標侵害に該当しないが、ケースによっては、商品表示法(Commodity Labeling Act)、食品安全衛生管理法(Act Governing Food Safety and Sanitation)、或いは消費者保護法(Consumer Protection Act)の適用を受ける可能性がある。

3. 3 著作権侵害

3. 3. 1 著作権の権利範囲と侵害

著作とは、文学、科学、芸術または他の学術分野に属する創作をいい、著作権は専利権や商標権とは異なり、登録する必要がない。著作権の対象とはならないものを除き、著作者は著作物の完成とともに著作権を有するが、その保護は該著作物の表現のみに及び、それによって表現される思想、手順、工程、系統、操作方法、概念、原理、発見には及ばない。著作権は、権利の性質により著作者人格権と著作財産権に分類される。著作者人格権は、著作者本人に専属し、譲渡又は継承することができない権利であり、公表権、氏名表示権、及び不当改変禁止権が含まれる。これに対し、著作財産権は、譲渡又は許諾により他人に著作を利用させることができ、複製権、公開口述権、公開放送権、公開上映権、公開演出権、公開送信権、公開展示権、改作権、編集権、頒布権、貸与権、及び輸入権等が含まれ、いずれの権利も著作権者が専有する。著作権法の著作者人格権の保護規定に違反すると、著作者人格権の侵害となり、民事及び刑事責任が発生する。著作財産権者の同意を得ることなく著作財産権者が専有する権利を行使すると、合理的使用である場合を除き、著作財産権の侵害が成立し(この侵害は主に複製権又は頒布権の侵害である)、侵害者は民事及び刑事責任を負う。

3. 3. 2 著作権の侵害とみなす行為

前記著作者人格権と著作財産権の侵害のほかにも、著作権法は国際消尽原則を採用していないため、並行輸入を禁止しており、著作権者の同意を得ていない輸入行為は著作権の侵害とみなされる。また、著作権侵害物品を頒布した場合、コンピュータプログラム著作財産権を侵害する複製物を営業目的で使用した場合なども著作権の侵害とみなされ、侵害者は民事責任、更には刑事責任を負う場合もある。

3. 3. 3 著作権の対象とならないもの

- (1) 憲法、法律、命令または公文書(公務員が職務上起草した告示、講演原稿、ニュース原稿及びその他の文書を含む)
- (2) 中央または地方の官庁が作成した前項の著作物の翻訳物または編集物
- (3) 標語および通常の記号、名称、公式、数表、書式、帳簿または暦
- (4) 単に事実を伝達するニュース報道のために作成される文字著作物

- (5) 法律または規則に基づいて行われる各種試験の問題及びその予備用の問題

3.3.4 合理的使用の判断基準

著作物の合理的使用は、著作財産権の侵害を構成しない。合理的使用の判断は、著作権法で掲げる事項のほか、次の事項を主な判断基準とする：

- (1) 商業目的又は非営利の教育目的を含め、利用の目的及び性質
- (2) 著作物の性質
- (3) 利用する部分の質量および著作物全体に占める割合
- (4) 利用の結果が著作物の潜在的な市場と現在の価値に及ぼす影響

3.3.5 著作権法の関連条項

著作権の対象とならないもの：第 9 条

著作物の合理的使用：第 44～65 条

著作者人格権の権利：第 15～17 条

著作財産権の権利：第 22～29 条

著作権のみなし侵害：第 87 条

著作権侵害の処罰：第 91～93 条

3.4 その他

その他の知的財産権に関しては、事件の内容が、公平交易法、営業秘密法 (Trade Secrets Act)、集積回路の回路配置保護法 (Integrated Circuit Layout Protection Act)、植物品種及び種苗法 (The Plant Variety and Plant Seed Act) 等、各法で規定する要件と合致すれば侵害が成立し、行政上の責任 (罰金等)、民事責任 (侵害停止、侵害防止、損害賠償等)、刑事責任 (刑事処罰、罰金等) が発生する。

4. 侵害に対する救済手段

4.1 裁判所の民事救済手段

知的財産権に関する民事訴訟手続きのフローチャートを図1 (23 頁) に示す。

4.1.1 民事訴訟の原告

専利権、商標権又は著作権が侵害を受けた場合、それが直接侵害であってもみなし侵害であっても、権利者は民事訴訟手続きにより侵害者に対して侵害排除、侵

害防止又は損害賠償を請求することができる。民事訴訟は単独で提起、或いは著作権又は商標権の刑事訴訟手続き第二審の弁論終了前に、刑事被告人及び法律上賠償責任を負う者に対して附帯民事訴訟を提起して損害の回復を求める。

原則として、専利権、商標権又は著作権の通常許諾を受けた者は、民事訴訟により、許諾を受けた権利の侵害を主張することはできないが、専用許諾を受けた者は自己の名義で民事訴訟を提起することができる。ただし、専用許諾である場合、専利権者、商標権者及び著作権者は、専用許諾した範囲内においてその権利を行使することができない。

4. 1. 2 民事訴訟の裁判費用

民事訴訟第一審訴訟費用は、訴訟標的の金額或いは価格を基に民事訴訟法で規定する等級によって計算され、訴訟標的の 1.1%程度である。第二審と第三審の訴訟費用は、第一審の計算基準に基づき、50%割り増しの費用となる。訴訟費用は、基本的には敗訴側が負担するが、弁護士費用については、第三審の強制代理弁護士を除く弁護士の費用は、損害賠償の一部とは認められず、当事者個々の負担となる。

4. 1. 3 民事訴訟の審理手続き

台湾の民事訴訟は三級三審制を採用しており、知的財産裁判所組織法 (Intellectual Property Court Organization Act) の規定により、専利権、商標権、或いは著作権等で生じる第一審、第二審民事訴訟事件は知的財産裁判所が管轄し、第三審の最終審は最高裁判所が管轄する。

第一審、第二審の民事訴訟は事実審であり、権利要件、侵害の有無、及び損害賠償の請求について審理を行う。被告が係争特許権又は商標権に無効理由、取消し理由があると抗弁した場合、裁判所は該主張につき自ら判断しなければならない。裁判所が係争特許権又は商標権に無効理由、取消し理由があると認めた場合、原告は該民事訴訟で被告に対して権利を主張することができない。

第三審は法律審であり、上訴に関して多くの制限がある。まず、上訴により受ける利益が 150 万台湾元を超えないときは、第三審へ上訴することができない。しかも、法律審の性質上、上訴は原判決の法令違反を理由とするものしか認められないため、第三審では弁護人の強制代理制度が採用されている。第三審裁判所の判決は、原判決で確定した事実を基礎としなければならない。

4. 1. 4 民事訴訟で取り得る措置

(1) 証拠保全の申立て

証拠資料としての侵害者内部の製造量、販売資料、商業帳簿などに、滅失、隠

蔽、或いは使用が困難となるおそれがある場合には、裁判所に証拠保全を申立てることができる。

(2) 文書提出命令

商業帳簿など特定の文書を相手側が所持する場合、相手側に該文書の提出を命ずるよう裁判所に申立てをすることができる。

(3) 秘密保持命令

裁判所の審判は原則として公開されるが、当事者の提出する攻撃又は防御方法が、当事者又は第三者の営業秘密に及ぶ場合、当事者は裁判所に裁判の非公開を申立てることができる。訴訟資料が営業秘密に及ぶ場合、裁判所は申立てにより又は職権により、訴訟資料の閲覧、抄録、撮影を許可しない、或いは制限することができる。当事者は裁判所に対し、該営業秘密を該訴訟以外の目的で使用してはならない、或いは秘密保持命令を受けていない者に開示してはならないという秘密保持命令を対象者に下すよう申立てることもできる。

(4) 仮処分

民事訴訟は勝訴判決を得るまでにかかなりの時間がかかるため、侵害者の行為を早急に阻止しなければ、権利者が重大かつ回復困難な損害を受ける可能性もある。したがって、権利者は民事訴訟の判決が確定する前に、一定の担保金を供託したうえで管轄の裁判所に仮処分、或いは仮の状態を定める処分の申立てをし、侵害者に対し侵害行為を停止する禁止命令を出すよう求めることができる。

(5) 仮差し押さえ

金銭の請求又は金銭の請求に代えることができる請求について、将来、強制執行ができなくなるおそれ、或いは執行が困難となるおそれがあるときは、裁判所に仮差し押さえを申立てることができる。

4. 2 裁判所の刑事的救済手段

知的財産権に関する刑事訴訟手続きのフローチャートを図2(24頁)に示す。

4. 2. 1 刑事訴訟告訴人

商標権、或いは著作権が侵害を受け、刑事処罰の規定に合致するとき、刑事訴訟手続きにより司法機関に保護を求めることができる。専利権の侵害については刑事処罰の規定がないため、刑事訴訟を起こすことはできない。

犯罪の嫌疑を発見した場合、警察機関または地方裁判所検察署に告訴或いは告発することができる。権利侵害を受けた者は告訴することができるが、親告罪の規定がある侵害については、権利者でない者が告発をし、刑事手続きをとることはできない。商標法の刑事処罰の規定には親告罪の規定がなく、非親告罪にあたるため、商標権者が告訴しなくとも地方裁判所検察署は、告発者の告発や、警察機

関、税関の捜査結果により起訴することができる。これに対し、著作権侵害の場合、光ディスクを複製する複製権侵害罪、或いは光ディスク複製物の頒布権侵害罪を除く罪はすべて親告罪にあたり、著作権者は侵害者を知ってから6ヶ月以内に告訴しなければ訴訟要件に合致しない。

商標権または著作権の通常許諾を受けた者は、原則として刑事訴訟の告訴人になることはできないが、専用許諾を受けた者は自己の名義で告訴することができる。ただし、専用許諾の場合、商標権者と著作権者は専用許諾の範囲内でその権利を行使することはできない。一般に、通常許諾を受けた者は告発することができるが、親告罪である場合に権利者が告訴を怠ると、告訴要件を満たさず訴訟手続きは成立しない。

4. 2. 2 刑事訴訟の審理手続き

刑事訴訟手続きは、検察官或いは警察機関に告訴をして開始される。ここで言う警察機関には、各地の警察局、分局、派出所のほかに、法務部調査局及び内政部警政署保安警察第二総隊刑事警察大隊が含まれる。また、告訴と同時に、侵害者の営業所、倉庫の捜索や模倣品の差し押さえを求めることができる。一方、権利者による告訴以外では、各地の警察機関又は税関主動で調査して発見された犯罪は、各地の地方裁判所検察署に移送されて検察官による捜査が行われ、その結果により起訴、不起訴或いは起訴猶予の処分が下される。事件は検察官により公訴された後、地方裁判所により審理され判決が下される。

台湾の刑事訴訟は三級三審制を採用しており、知的財産裁判所組織法の規定により、商標権又は著作権等で生じる第一審刑事事件の起訴は、所轄の地方裁判所により審理され、第二審刑事事件は知的財産裁判所が管轄し、第三審の最終審は最高裁判所が管轄する。

第一審、第二審の刑事訴訟は事実審であり、権利要件、侵害の有無について審理を行う。被告が係争商標権に無効理由、取消し理由があると抗弁した場合、裁判所は該主張につき自ら判断しなければならない。審理が営業秘密事項に及ぶときは、民事訴訟手続きと同様、裁判の非公開、閲覧制限、或いは秘密保持命令を申立てることができる(4.1.4(3)参照)。

第三審は法律審であり、上訴に関して多くの制限がある。最高刑が三年以下の有期懲役、拘留或いは罰金のみのである場合、原則として最高裁判所に上訴することができない。したがって、商標法で定める罪、或いは著作権法上の大部分の罪は第三審に上訴することができない。唯一、著作権侵害における光ディスクを用いて複製する複製権侵害罪、或いは光ディスク複製物の頒布権侵害罪については、最高刑が五年の有期懲役であるため、第三審に上訴できる可能性がある。刑事訴訟第三審は法律審の性質上、上訴は原判決の法令違反を理由とするものしか認

められないため、第三審での弁論は強制的に弁護人が代理する。第三審裁判所の判決は、原判決で確定した事実を基礎としなければならない。

4. 2. 3 附帯民事訴訟

商標権又は著作権の侵害を受けた場合、事件について検察官により起訴された後、権利者は刑事訴訟の審理期間中、第二審の弁論が終わるまでに、審理を行う裁判所に対して附帯民事訴訟を提起することができる。附帯民事訴訟とは、権利者が刑事被告人及び法律上の賠償責任を負う者に対し、その損害の回復を求めることをいう。刑事訴訟を審理する刑事法廷は法律上、附帯民事訴訟について審理し、判決を下すことができるが、実務上、事件の多くは管轄裁判所の民事法廷に移送される。また、一般の民事訴訟と比べ、刑事訴訟手続きで提出された附帯民事訴訟は原則的に裁判費用を納める必要がないという利点があるため、広く利用されている。

民事訴訟の流れは図1(23頁)の民事訴訟手続きのフローチャート参照。

4. 3 税関の水際措置

商標権、著作権に関する税関での捜査・通報の流れを図3(25頁)に示す。

専利権、商標権、著作権に関する税関での差止め手続きの流れを図4(26頁)に示す。

4. 3. 1 税関での捜査・通報作業

台湾の水際措置は、税関署の管轄下にある各地の税関により遂行される。税関が職務遂行により又は告発を受けて、輸出入貨物の外観が明らかに商標権又は著作権を侵害する疑いを発見した場合、権利者及び輸出入業者に通知しなければならない。権利者は通知を受け取ってから、空運での輸出貨物であれば4時間以内に、空運での輸入貨物及び海運での輸出入貨物であれば1営業日以内に、税関に赴き侵害疑義物品の検証に協力しなければならない。さらに3営業日以内に権利侵害証明資料を提出しなければならない。権利者の連絡先が入手できない場合、又は権利者が期限内に税関での検証に協力しない場合、又は所定の期限内に権利侵害の事実証拠を提出しない場合、或いは権利者が検証した結果、侵害疑義物品に権利侵害はないと認められた場合には、その他の通関規定に違反していなければ、税関は侵害疑義物品を解放する。税関が設定する期限は非常に短いため、権利者は、現地の代理店又は識別可能な者に期限内に速やかに検証を行うよう委任することを検討してもよい。

(1) 商標権侵害における後続の処置

商標権の侵害は非親告罪であるため、商標権侵害が発生し、商標権者から権利

侵害証明資料の提出があつたにもかかわらず、輸出入業者から期間内に権利侵害に該当しないことを証明する資料の提出がない場合、税関は事件を司法機関に移送する。一方、商標権者から権利侵害証明書類の提出があり、輸出入業者が最初の通知を受けてから 3 営業日以内に権利侵害に該当しないことを証明する資料を提出した場合、税関は商標権者に対して、3 営業日以内に税関に輸出入差止めの申立てをしない限り、税関は侵害疑義物品を通関手続きに従い解放することを通知しなければならない。

(2) 著作権侵害における後続の処置

著作権侵害の罪の多くは親告罪であるため、著作権侵害が発生し、著作権者から権利侵害証明資料の提出があつたにもかかわらず、輸出入業者から期間内に権利侵害に該当しないことを証明する資料の提出がない場合、税関は通関を一旦保留し、著作権者に対して、3 営業日以内に税関に輸出入差止めの申立てをするか、或いは裁判所に民事訴訟又は刑事訴訟を提起しない限り、税関は侵害疑義物品を通関手続きに従い解放することを通知しなければならない。一方、著作権者から権利侵害証明資料の提出があり、輸出入業者が最初の通知を受けてから 3 営業日以内に権利侵害に該当しないことを証明する資料を提出した場合、税関は著作権者に対して、3 営業日以内に税関に輸出入差止めの申立てをするか、或いは裁判所へ保全申立て手続きをしない限り、税関は侵害疑義物品を通関手続きに従い解放することを通知しなければならない。

4. 3. 2 税関の差止申し立て

現行専利法、商標法および著作権法の規定によれば、商標権侵害疑義物品の輸出入、著作権侵害疑義物品の輸出入、或いは専利権侵害疑義物品の輸出入に対し、税関に輸出入差止めの申立てをすることができる。専利権侵害物品の輸出については、専利法に規定がないため、裁判所による確定判決、或いは仮処分の裁定を取得した後、税関が裁判所の命令に従い執行する。

税関への差止め申立ては、書面で行わなければならない、侵害の事実を釈明し、かつ税関が見積もった当該輸入貨物課税価格或いは輸出貨物 FOB 価格に相当する保証金を供託しなければならない。税関は差止め申立ての受理後、申立人に通知しなければならない。差止めの申立てが関連規定に合致すると認められ、差止めを執行する際には、申立人及び被申立人(輸出入業者)に書面で通知しなければならない。裁判所より、差止品は専利権、商標権又は著作権を侵害する侵害物に該当するとの確定判決が出た場合、税関によって没収される。没収品のコンテナ延滞料、倉庫の賃料、積卸し等にかかる費用、及び廃棄処理費用は、被申立人の負担となる。一方で、裁判所より、差止品は専利権、商標権又は著作権を侵害する侵害物に該当しないとの確定判決が出た場合、或いは、税関が差止めを受理してか

ら 12 日以内に差止品にかかる訴訟を提起したとの通知を受けない場合、税関は差止めを解除し、輸出入貨物通関規定に従い通関手続きを行うほか、申立人は前記差止品のコンテナ延滞料、倉庫の賃料、積卸し等にかかる費用、及び被申立人が差止めにより受けた損害を賠償しなければならない。

4. 3. 3 税関への情報登録制度

商標権侵害物品や著作権侵害物品の輸出入を防止するため、税関は「商標権侵害物品及び著作権侵害物品の輸出入の情報登録」の申請制度を設けている。情報登録を申請するときは、権利証明書類(商標登録証書、著作権証明又は他の著作権を認定するに足る書類)を提出し、かつ商品の真贋を識別する要点、及び被授權者や代理人など連絡者の資料を明記しなければならない。この制度を利用して通関の主務官庁での登録手続きが完了すると、税関は登録期間中、輸出入商品のサンプリングチェックを経常的に行い、侵害疑義物品と判断された場合は、権利者に確認を行うよう迅速に通知する。事前の情報登録により、通関検査の強化を図ることができる。情報登録制度による保護期間は、税関が受理を認めた日から 1 年とし、期間満了前に更新手続きをすることで 1 年毎の延長が可能である。

4. 4 公平交易委員会の処分

未登録の商標又は意匠については、旧公平交易法に商品の表徴を保護する規定があるが、商品の形態や造型を直接保護するものではない。過去の実務では、公平交易委員会の表徴に対する認定が非常に厳格であったため、未登録の商標又は専利(特に意匠)について実際に公平交易法による保護を受けるのは容易でなかった。2015 年に公平交易法が改正された後も、当該条文の規定は維持されたが(条文は第 22 条に改正)、著名表徴の制限が加えられたうえ、公平交易委員会の表徴模倣行為に対する処罰権限が廃止されたため、未登録商標及び未登録専利の模倣行為は、公平交易法の規定に合致していても民事訴訟手続きにより権利を争うしかなくなった。しかし、改正後の「著名表徴」要件は、権利を主張する際の大きなハードルである。

一方、公平交易法第 25 条は、取引秩序に影響を及ぼす欺罔行為或いは公正性を失した行為を防止する規定であり、この条文に対して公布された公平交易委員会の処理原則には、模倣品の販売による他人の商業上の信用・名誉へのただ乗り、或いは高度な剽窃などの不公正な競争行為が、取引秩序に影響を及ぼすに足りるときは、公平交易委員会に告発することができる、と記載されている。ただし、現在、前記表徴の保護には、民事訴訟を提起するしかすべがなくなったため、この処理原則も将来改正される可能性がある。

5. 侵害発見から解決までのフロー

5.1 侵害の発見

侵害を発見する方法は大きく 2 種類に分類される。一つは権利者自身或いはその関係から偶然に発見されるもので、もう一つは裁判所、地方検察署、警察機関又は税関から通知を受ける侵害事件である。どちらの場合であっても、権利者はまず商品の性質、権利の有無、及び第三者への許諾の有無を確認すべきである。

権利者が専利権、商標権又は著作権の侵害を発見した場合には、侵害を発見した時点で、侵害に関係する人(販売者、使用者)、事(侵害行為の態様)、時(発見時間)、地(発見場所)、物(侵害に関係する商品又は事実)等の情報を記録すべきである。模倣品の販売を発見してすぐに行動に移すか、或いは必要な追跡調査をするかは、実際の状況に応じて判断すべきであるが、模倣品のサプライチェーンの別の企業に察知されないように、後続の追跡調査を一旦中断することもある。

裁判所、地方検察署、警察機関又は税関から情報通知を受ける場合、通常は非親告罪に該当する商標侵害事件であるので、通知時に、侵害疑義商品の真贋を判別する、或いは並行輸入品であるのかを確認するために、意見陳述又は鑑定報告の提出が求められる。連絡を受けた際には、権利者は事件にかかわる製品の種類と数の情報の入手に努め、これを基に法的行動に移るか否かを判断すべきである。

5.2 証拠の収集

証拠収集の要点は、侵害事実を証明する証拠を取得することであり、発見された侵害事実を中心に、台湾支社、販売業者或いは調査会社を通じて、販売された商品(サンプル品又は写真)、商品カタログ、販売証拠(統一発票又はレシート)、販売場所での宣伝や広告、インターネット上の商品紹介、ネット販売の状況等の証拠を収集すべきである。特にインターネット上の宣伝や広告は、後に内容が更新されてしまうことを防ぐために、公証機関でウェブページの公証手続きを行って証拠として保存すべきである。専利侵害である場合には、販売された商品を鑑定して確かに権利範囲内に入るかどうかを確認する必要があるため、写真や広告だけではなく、サンプル品を入手することが好ましい。販売証拠には販売日が必要で、サンプル品との関係を証明するために明確に結び付けられていなければならない。また、販売場所についての情報では、単なる流通業者であるのか、或いは製造業者であるのか、別に倉庫を所有しているのかにも特に注意しなければならない。事件によっては、二度と権利侵害が起こらないように製造業者又は輸入業者を追跡調査することも必要である。

5.3 侵害者の特定

知的財産権の侵害には様々な態様があり、模倣品の販売は商標法、専利法、著作権法で禁止され、商標法、著作権法には刑事責任を問う規定もある。このため、公開された市場で販売、或いは販売目的で広告したものは侵害者である。これ以外にも、模倣品の製造業者、輸入業者、或いは商標法、専利法、著作権法のほかの保護規定に違反する行為をした者はすべて侵害者である。発見した流通業者、製造業者又は輸入業者は、經濟部商業司全国商工業行政服務入口網の公開資料(<http://gcis.nat.gov.tw/mainNew/>)で会社、商号又は工場の登記資料、例えば代表者(責任者)、登記住所等を調べることができる。

5.4 代理人の選定

侵害事件発生時、多くの場合は弁護士や弁理士といった法律専門家に諮詢又は法律見解を求める必要がある。弁護士や弁理士の選定は、侵害事件処理の経験をもつ者を優先すべきである。弁護士や弁理士の名簿は法務部、各地の弁護士会、知的財産局又は弁理士会に問い合わせることができる。

5.5 権利行使の可否判断

発明特許、実用新案、意匠および商標の保護は、先に經濟部知的財産局に登録することを要件とする登録主義を採用している。これに対し、著作権の保護は、登録の必要はなく著作物が創作された時点で自動的に著作権が発生する無方式主義を採用している。権利者は、これら権利の有効期限が過ぎてないかどうか、或いは年金未納や未更新のために失効していないかどうかに留意しなければならない。

次に、模倣品が権利範囲を侵害しているかどうかの判断について、完全にコピーしている場合以外は、客観的に侵害の有無を判断する必要がある。特に、商標が類似しているかどうか、模倣品が登録意匠に類似しているかどうか、著作物に剽窃があるかどうかは、第三者による分析があれば権利者が判断する上で有用である。発明特許又は実用新案の侵害に関しては、更に特許請求の範囲の解釈、技術特徴の分析や均等論の適用なども検討しなければならず、客観的かつ専門的な分析が必要となる。

一方、台湾専利法の規定により、実用新案権利者が権利行使するときには、実用新案技術報告を提示しなければならない。同時に、主張する実用新案が取消されたときには、権利者がすでに十分な注意を払った場合を除き、取消し前に専利権行使により他人に与えた損害について賠償責任を負う。

5.6 警告状の発送

専利法の規定により、専利物品には特許証書の番号を表示しなければならず、

表示のないものについては、損害賠償請求時に、侵害者が特許物品であったことを明らかに知っていた或いは知りえたことを証明しなければならない。明らかに知っていた或いは知りえたという要件は侵害者が故意であったか又は過失があったかに関係し、侵害者の故意又は過失は商標法と著作権法の損害賠償請求における一つの要件である。専利権と商標権の登録は知的財産局より公告されるが、現在の実務では、この公告によって侵害者は明らかに知っていた又は故意であったという要件を満たすと認定されることはなく、やはり権利者による証明が必要である。これに対し、侵害者が警告状を受け取った後も侵害行為を続けた場合には故意の要件を満たすと認定される。

正式な訴訟手続きには相当な費用と時間がかかるため、訴訟前にまず侵害の事実と証拠を記載した警告状を侵害者に送付し、侵害者に侵害行為を自発的に停止するよう要求することを検討するとよい。警告状の送付により、侵害者は権利者が侵害行為の存在に気付いていること知ることになるので、警告状の発送までに、十分な証拠を収集し、権利行使をするかどうかの判断を検討しておくべきである。特に実用新案技術報告、或いは商標の使用証拠は先に準備しておくべきである。

公平交易委員会より公布された「公平交易委員会の事業者の著作権、商標権又は専利権侵害に係る警告状送付に関する処理原則」によれば、警告状の送付先が製造業者や輸入業者である場合、製造業者や輸入業者に警告状を送付した時点で又はその後、販売業者や使用者にも警告状を送付することができる。また、警告状の内容は、該処理原則の規定に従って、主張する権利の内容、範囲及び権利侵害の具体的な事実を記載し、原則として警告状受領者が侵害の発生の真偽を判断できるようなものでなければならない。

著作権法にはインターネットサービス提供者の民事免責事由が規定されているので、一般的に、インターネットサービス提供者がウェブページに掲載された権利侵害商品の広告に対する警告状を受領したときには、即時に掲載を取り止める措置をとる。

5.7 予想される抗弁(専利権、商標権)

最も頻繁に用いられる抗弁として、侵害不成立と権利の瑕疵の2つがある。侵害不成立とは、専利では係争専利の権利範囲に入らないことを指し、商標では商標は類似していない、或いは別の要素により混同誤認を招く恐れがないことを指す。著作権では、実質的に類似しない、或いは合理的な使用であることを主張する。一方、権利の瑕疵とは、権利者が示した権利に無効理由があることを指し、これには保護期間満了による失効のほか、例えば特許に取消理由が存在する、商標に無効、取消理由が存在するなどの権利化過程での瑕疵、或いは商標不使用による取消事由が含まれ、著作権ではオリジナル性に瑕疵があると指摘される可能性もあ

る。専利又は商標に無効理由という権利の瑕疵があるとき、被告は知的財産局に専利の無効審判、商標の無効審判、取消などを請求することもできる。

5. 8 侵害に対する救済手段

5. 8. 1 概論

商標権又は著作権が侵害された場合、警告状の送付、民事訴訟、刑事訴訟又は税関の水際対策等の救済手段をとることができる。これに対し、専利権(発明特許、実用新案、意匠を含む)が侵害された場合、刑事処罰の規定がないため、警告状の送付又は民事訴訟による救済手段をとるしかない。

商標権又は著作権の侵害により刑事責任が生じる場合、権利者又は専用使用許諾／独占的利用許諾を受けた者は各地方裁判所検察署又は警察機関に告訴することができる。親告罪である場合、侵害者を知ってから6ヶ月以内に告訴しなければならない。地方裁判所検察署の検察官は、告訴、告発、自首又は他の事情(例えば税関からの移送)により犯罪の嫌疑を知った場合、直ちに捜査を開始し、警察機関に調査を進めるよう指揮する。刑事手続きにおける検察官からの起訴であっても民事手続きにおける原告からの提訴であっても、その後の審理は裁判所が管轄する。

5. 8. 2 民事訴訟に関して

権利侵害が発生した場合には侵害者に侵害行為を停止するよう求めることができるが、権利侵害はまだ発生していないが侵害のおそれが生じた場合、或いは侵害が誘発される客観的事実がある場合には、侵害防止請求権を主張することができる。なお、該侵害の排除又は侵害防止請求権の主張は、侵害者の故意又は過失を前提とせず、権利侵害又は侵害のおそれがあれば足りる。

これに対して、損害賠償請求では侵害者の故意、過失が要件となる。損害賠償は、権利者の損失を補填することを目的とし、原則として受けた損害、損失した利益(予想される利益を含む)である。しかし、実務上、権利者が実際の損失を精確に立証することは困難であることが多いため、専利法、商標法及び著作権法では、損失の計算方式に特別な規定を設けており、この損失の計算も往々にして訴訟で紛争の的となる。現行専利法で規定される特別な計算方式には、権利者が通常得ていた利益からの減少額、侵害者が侵害によって得た利益、合理的なライセンス料が含まれる。商標法では前記計算方式以外に、商標権侵害商品の販売単価と差押えた商品数から損失を見積もる方式も含まれる。著作権法の損害計算方式は、受けた損害、損失した利益のほかに、権利者が通常得ていた利益からの減少額、侵害者が侵害によって得た利益および裁判所が賠償額を算定する方式が含まれる。

このほか、専利法では、故意の侵害行為に対して損害額以上三倍以下の懲罰性損害賠償を科すこともできる。特許発明者の氏名表示権又は著作者人格権が侵害を受けた場合には、信用の回復に必要な処分を請求することができる。

侵害に関係する物品、原料又は器具等については、廃棄又はその他の処理を併せて請求することができる。著作者人格権の侵害である場合、相当する金額の賠償、及び信用の回復に必要な適当な処分を請求することもできる。

5. 8. 3 刑事訴訟に関して

商標法と著作権法において刑事処罰を規定する量刑制度では、情状酌量により起訴猶予や執行猶予となることもある。このため、刑事訴訟手続きでは、通常、被告は起訴猶予や執行猶予を得るために権利者に接触して民事上の和解の成立を図る。検察官が起訴猶予処分とした場合、被告に対し、権利者への謝罪、反省文の作成、被害者に対する財産上又は非財産上の損害賠償、公益団体への一定金額の支払い、労働奉仕、或いは他の必要な処分を命ずることができる。裁判所による執行猶予処分時も同様である。

しかし、商標法の罪は非親告罪、著作権法の罪の多くは親告罪であるので、民事上の和解成立後の効果は両者で異なる。親告罪であれば、権利者は告訴を取り消して刑事手続きを終了させることができるが、商標法上の非親告罪の場合には、告訴は訴訟要件でないため、和解が成立してもせいぜい起訴猶予や執行猶予処分となるくらいである。また、税関又は警察機関から権利者に商標侵害が通知された場合に、商標権利者が刑事訴訟手続きに参加したくなければ、模倣品に対する鑑定報告のみを提出し、その後の訴訟手続きに関与しなくてもよい。

5. 8. 4 その他の紛争解決手段

権利者にとって、執行力をもつ判決や協議により侵害を排除し、権利侵害が二度と生じないようにすることが望ましい。これには裁判所の確定判決のほかに、裁判所の和解、裁判所の仲裁、又は仲裁人の判断も裁判所の確定判決と同じ効力を有し、執行力をもつ。これらによって、権利者が権利を主張する際に、訴訟の進捗状況に応じて最も経済的に有利な方法で紛争を解決することができる。著作権の紛争については、経済部知的財産局が設立した著作権審議及び調停委員会で調停を行うことができ、その調停合意書も、裁判所による審理を受けた後、確定判決と同じ効力を持つ。

当事者は、知的財産権の紛争について、仲裁機関（例えば中華民国仲裁協会）の仲裁人による仲裁に付することを約する仲裁合意を結ぶことができる。仲裁人の判断は、当事者においては裁判所の確定判決と同じ効力を持つ。

中華民國仲裁協會

Chinese Arbitration Association, Taipei

本部住所: 台北市大安区仁愛路四段 376 号 14 階

Tel: +886-2-2707-8672

WEB: <http://www.arbitration.org.tw/>

6. 留 意 事 項

6. 1 知的財産裁判所技術審査官

知的財産裁判所組織法により、知的財産裁判所内には技術審査官が配置されており、裁判官は権利有効性の紛争について、知的財産審理法に基づき技術審査官の協力の下で自ら判断することができ、侵害訴訟の審理を中断する必要がなくなったため、訴訟の審理期間を大幅に短縮することができる。

現在いる技術審査官は知的財産局のベテラン審査官が担当しており、主に担当裁判官の命令により、事件の技術判断、技術資料の収集、分析及び技術に関する意見の提供を行うとともに、法に基づいて訴訟手続きに参加し、訴訟において当事者に説明又は質問をし、証人又は鑑定人に直接質問をし、裁判官に意見陳述することなどができる。しかし、技術審査官の性質は裁判所に常任する補佐職員であるので、裁判所への陳述は証拠資料とはならず、当事者は主張する事実についてなおも挙証責任を負い、技術審査官の陳述を直に証拠として引用することはできない。また、技術審査官は訴訟手続きにおいて当事者からの尋問を受けない。

6. 2 請求権の時効

権利侵害が継続して行われている場合、権利者は随時その侵害排除、或いは侵害防止を求めることができるが、損害賠償の請求には除斥期間が適用され、請求権者が損害及び賠償義務者の存在を知った時点から 2 年以内に行使しなければ消滅する。侵害行為があった時点から 10 年を経過した場合も同じである。

6. 3 真正商品の並行輸入

台湾専利法、商標法の規定は国際消尽原則を採用している。つまり、商標権者又は専利権者が製造した、或いはその同意を得て製造した商品が販売された後は、商標権者又は専利権者は権利を主張することができないため、台湾において並行輸入は合法である。これに対し、著作権法にはこれに類似する規定がないため、輸入権は著作財産権者が専有する。

7. 関係団体と連絡先

7. 1 中華民国全国工業總會

Chinese National Federation of Industries

住所: 台北市大安区復興南路一段 390 号 12 階

Tel: 886-2-2703-3500

Fax: 886-2-2705-8317

WEB: <http://www.cnfi.org.tw/kmportal/front/bin/home.phtml>

7. 2 中華民国專利師公會

Taiwan Patent Attorneys Association

住所: 台北市大安区復興南路一段 390 号 11 階

Tel: 886-2-2701-1990

Fax: 886-2-2701-0799

WEB: <http://www.twpaa.org.tw/>

7. 3 アジア專利代理人協會台灣總會

APAA . Taiwan Group

住所: 台北市中山区南京東路二段 125 号 7 階

Tel: 886-2-2507-2811

Fax: 886-2-2506-6971

WEB: <http://www.apaa.org.tw>

7. 4 財団法人情報工業策進会

Institute for Information Industry

住所: 台北市大安区和平東路二段 106 号 11 階

Tel: 886-2-6631-8168

Fax: 886-2-2737-7113

WEB: <http://www.iii.org.tw/>

以上

図1 知的財産権に関する民事訴訟手続きのフローチャート

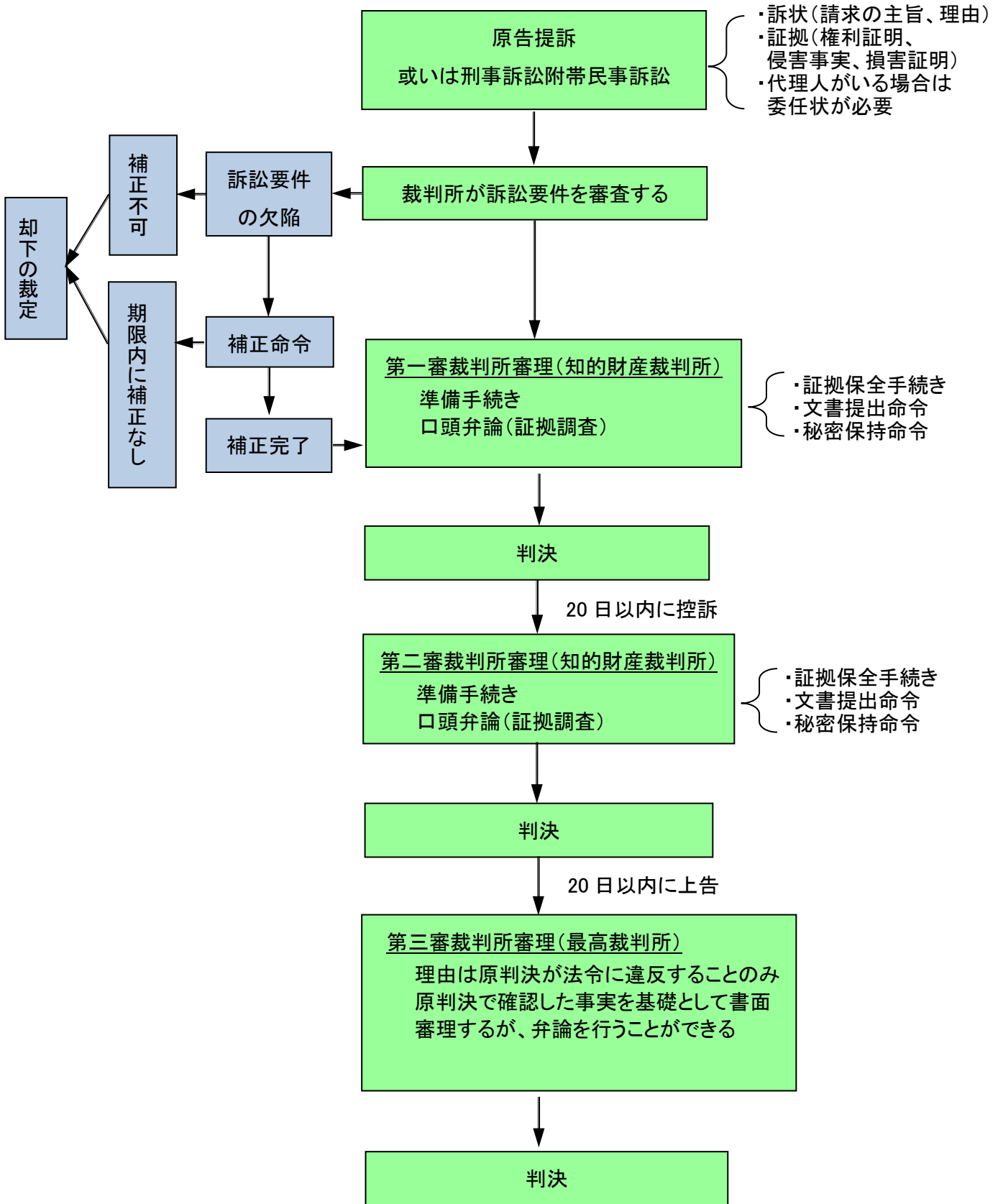


図2 知的財産権に関する刑事訴訟手続きのフローチャート

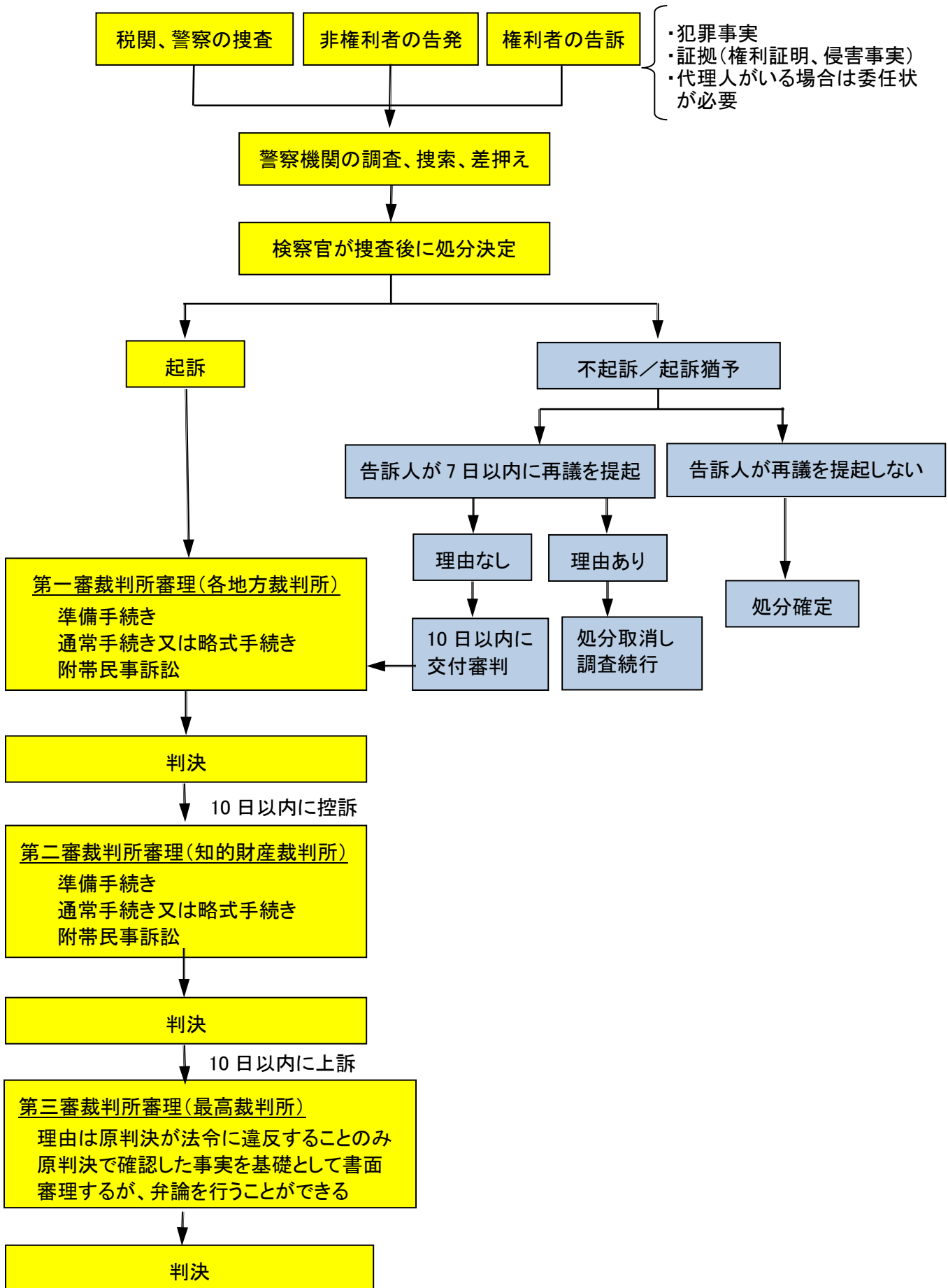


図3 商標権、著作権にかかる税関の取締り通報手続き

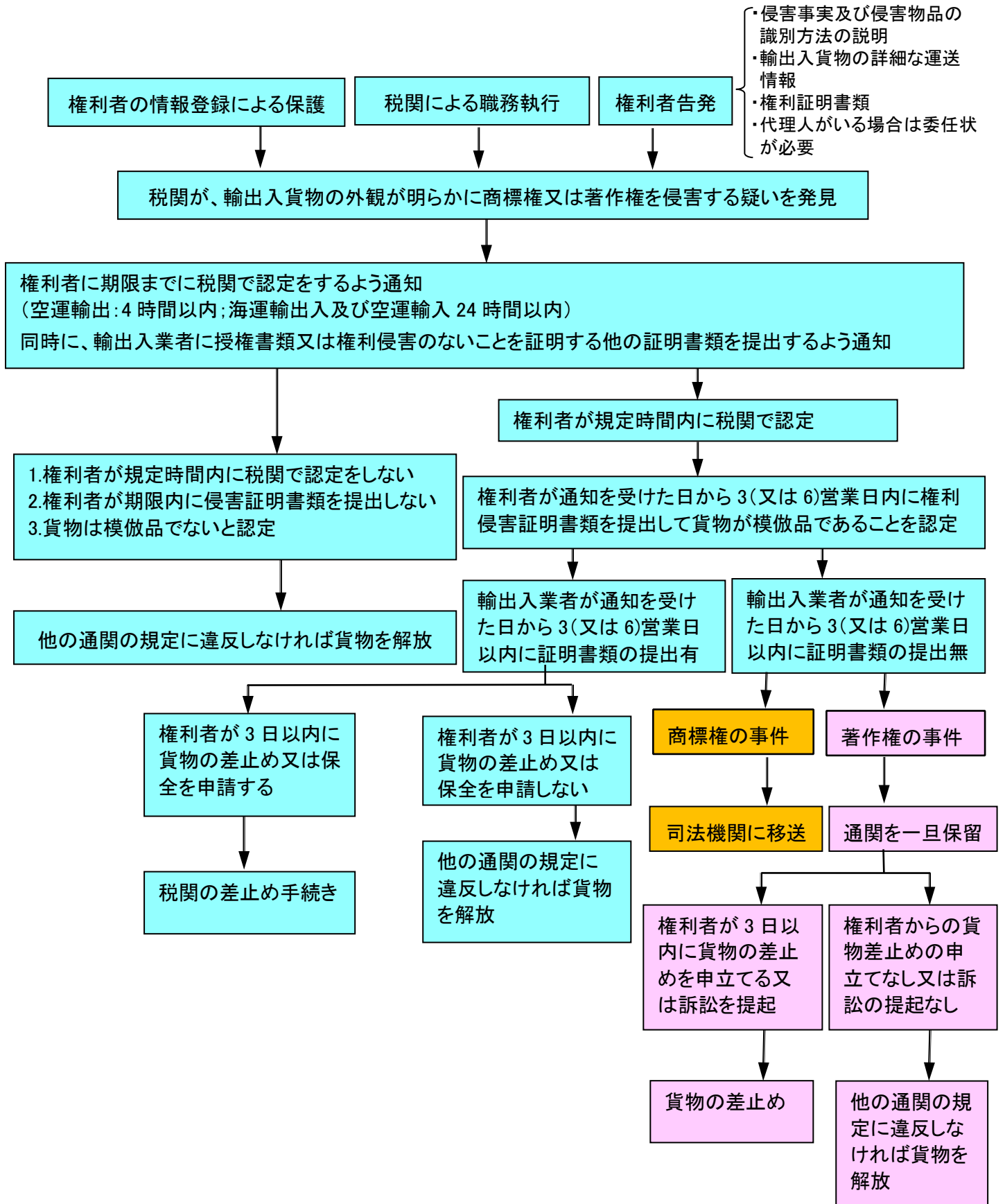


図4 専利権、商標権、著作権にかかる税関差止め申立て

